

# 飯能市無電柱化推進計画

令和8年3月

飯能市

# 目次

1	はじめに.....	1
1.1	背景と目的.....	1
1.2	計画の位置づけ.....	2
2	無電柱化の現状.....	3
2.1	国、県の無電柱化の動向.....	3
2.2	飯能市の無電柱化の状況.....	3
3	無電柱化の整備手法.....	4
3.1	無電柱化の整備手法.....	4
3.2	無電柱化の方式.....	4
4	無電柱化の整備方針.....	8
4.1	無電柱化の取り組み姿勢.....	8
4.2	無電柱化推進路線の選定.....	8
4.3	計画期間.....	10
4.4	計画の目標.....	10
5	無電柱化の推進に向けた取組.....	11
5.1	多様な整備手法を活用したコスト縮減.....	11
5.2	占用制度の的確な運用.....	11
5.3	関係者間の連携の強化.....	11
5.4	施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項.....	12

## 1 はじめに

### 1.1 背景と目的

森林文化都市を宣言する飯能市は、自然豊かな山間部や古くからの街並みを有し、景観と調和したまちづくりを推進している。そのため、景観性向上や防災性の強化、安全で快適な通行空間を確保するための無電柱化は、観光や地域文化の振興、賑わいの復活を図るうえで、重要な施策の一つと考えている。

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、日本の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比較して極めて低い状況にある。

このような現状を鑑みて、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、国では無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）（以下、「無電柱化法」という。）を平成28年（2016年）に成立、施行するとともに、平成30年（2018年）4月には、無電柱化法第7条第1項の規定により無電柱化推進計画を策定した。また、埼玉県では、平成31年（2019年）3月に埼玉県無電柱化推進計画を策定している。

無電柱化法第8条において、市町村は、国及び都道府県の策定する無電柱化推進計画を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である「市町村無電柱化推進計画」を定めるよう努めなければならないと規定されている。

本計画は、本市における無電柱化推進計画として、今後の無電柱化に関する基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。



東飯能駅西口の石碑

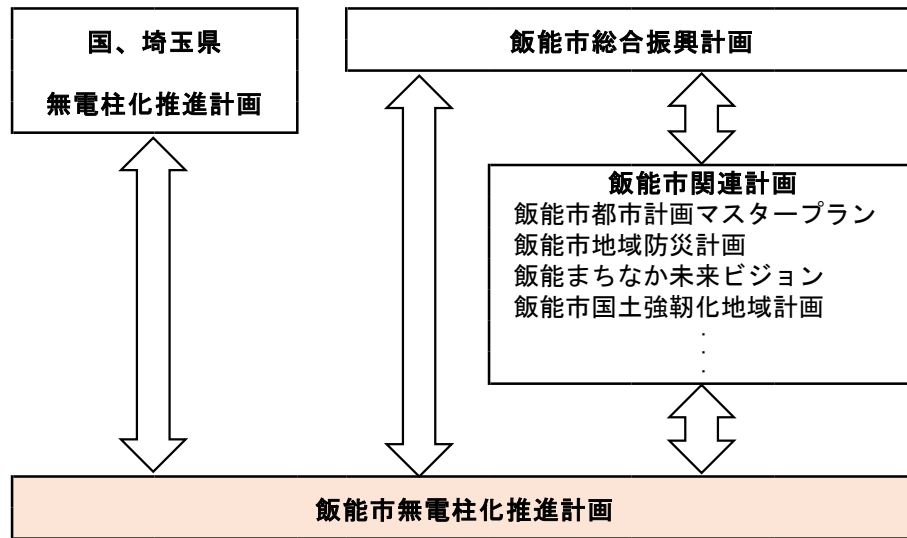


台風で倒壊した電柱が完全に道路を塞いでいる様子

（出典：国土交通省ホームページ）

## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、国及び埼玉県が無電柱化推進計画を踏まえ、飯能市総合振興計画、飯能市都市計画マスタープランや飯能市地域防災計画、飯能まちなか未来ビジョン等の関連計画との整合性を図りながら、今後の本市における無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。



飯能市無電柱化推進計画の位置づけ

### 【第6次飯能市総合振興計画抜粋】

#### 第2章 分野別の施策

基本目標4 『かいてきづくり～生活環境を整える・快適にする～』

〔問題点・課題〕

- 車中心から人中心へのまちづくりを目指し、安全安心な道路空間を確保するため、歩道や自転車通行帯の整備、無電柱化、バリアフリー化などを推進する必要があります。

〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市無電柱化推進計画

〔主な取組〕

- 安全で快適に通行できる道路空間の整備
- 地震や豪雨等の自然災害に強い道路整備

#### 第4章 飯能市国土強靱化地域計画

##### 5 事前に備えるべき目標ごとの主な取組

##### (2) 主な取組の方針

- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- (7) 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【取組内容】市道等の無電柱化事業を推進する。

## 2 無電柱化の現状

### 2.1 国、県の無電柱化の動向

無電柱化は、昭和61年(1986年)の国の電線類地中化計画を皮切りに全国で整備が進められてきており、埼玉県では、昭和61年(1986年)に「埼玉県電線地中化協議会」を創設し、電線管理者や地域の協力を得ながら無電柱化が進められてきた。

また、平成31年(2019年)3月に策定した「埼玉県無電柱化推進計画」において、計画的かつ迅速な無電柱化の推進を図るため、今後の基本的な方針と推進するための施策等が定められた。

埼玉県が管理する道路では、無電柱化実施計画に基づき、令和2年度(2020年度)末までに約57.5kmの無電柱化の整備が行われてきたが、県管理道路延長約2,800kmに対し1.0%の電線類地中化道路延長に留まっており、県内には無電柱化を必要とする道路が未だ数多く存在している。

### 2.2 飯能市の無電柱化の状況

本市において、これまで無電柱化された区間は表-1のとおり。

表-1 無電柱化整備済路線

路線名	路線延長	整備延長	無電柱化方式	事業施行主体
主要地方道青梅飯能線 一般県道飯能停車場線	0.250km	0.490km	自治体管路	埼玉県
市道1-71号線	0.086km	0.086km	自治体管路	飯能市

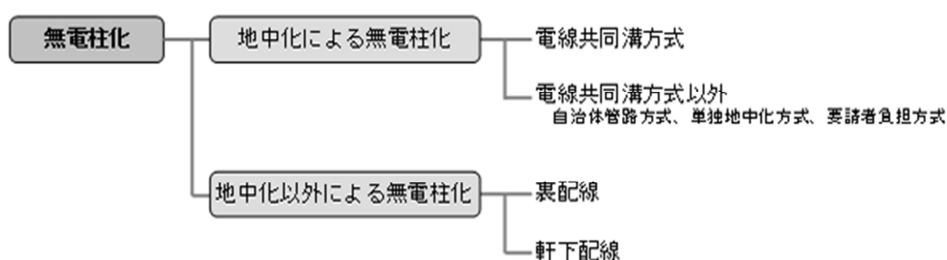


一般県道飯能停車場線

### 3 無電柱化の整備手法

#### 3.1 無電柱化の整備手法

整備手法の検討にあたっては、電線管理者及び必要に応じて地元住民と協議を行い、無電柱化法に明記された国、地方公共団体及び関係事業者との適切な役割分担と費用負担のもと無電柱化を進める。



無電柱化の整備手法（出典：国土交通省ホームページ）

#### 3.2 無電柱化の方式

無電柱化には以下の方式があり、施工性やコスト比較を十分に行ったうえで、対象道路の実情に応じた方式を採用する。

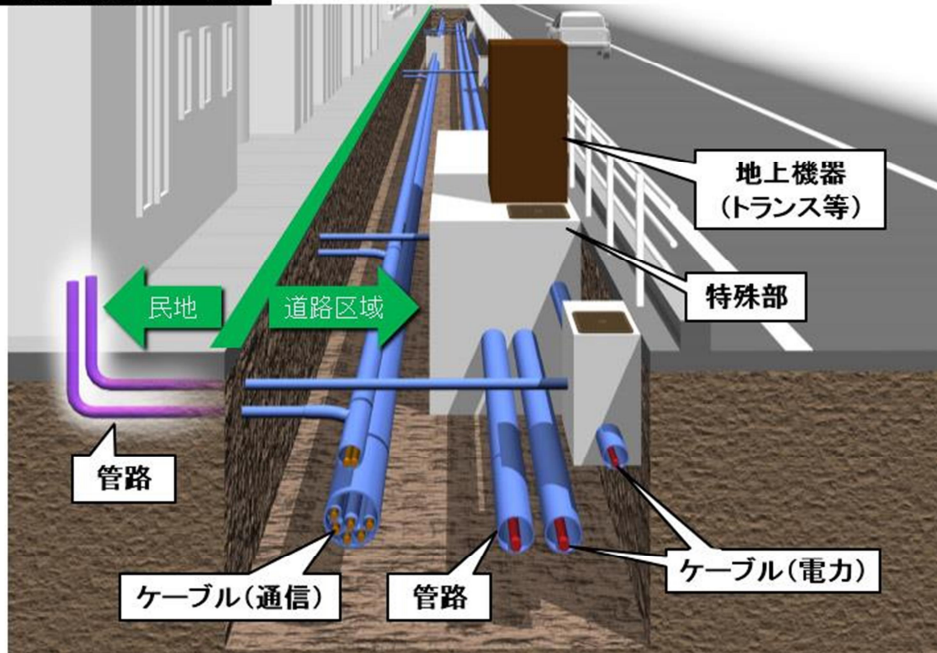
##### (1) 地中化方式

###### ①電線共同溝方式

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」〔平成7年（1995年）3月23日法律第39号〕に基づき、道路管理者が2以上の者の電線を収容するための地下に設ける施設である電線共同溝を整備し、電線管理者が電線及び地上機器等を整備する方式。

電線共同溝を占用する電線管理者が一定の額を負担し、その残りを道路管理者が負担する。

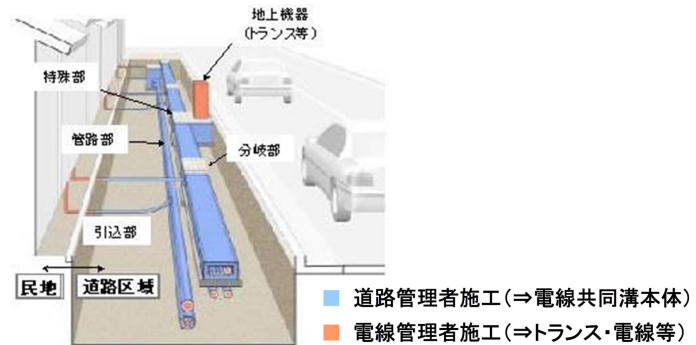
**電線共同溝(イメージ)**



電線共同溝イメージ (出典：国土交通省ホームページ)

②自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

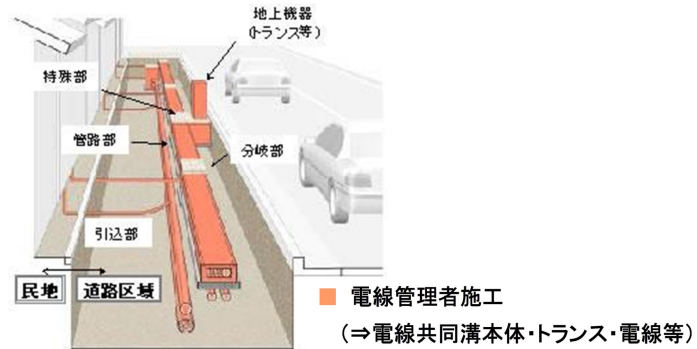


**自治体管路方式の費用負担**

(出典：国土交通省ホームページ)

③単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行い、電線管理者が道路占用物として管理する方式。

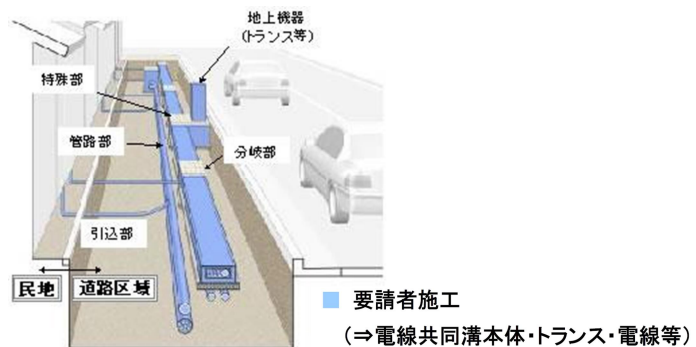


#### 単独地中化方式の費用負担

(出典：国土交通省ホームページ)

#### ④要請者負担方式

区画整理事業、再開発事業、開発等において、民間事業者等が実施する方式であり、原則として整備費用の全額を要請者である民間事業者等が負担する。



#### 要請者負担方式の費用負担

(出典：国土交通省ホームページ)

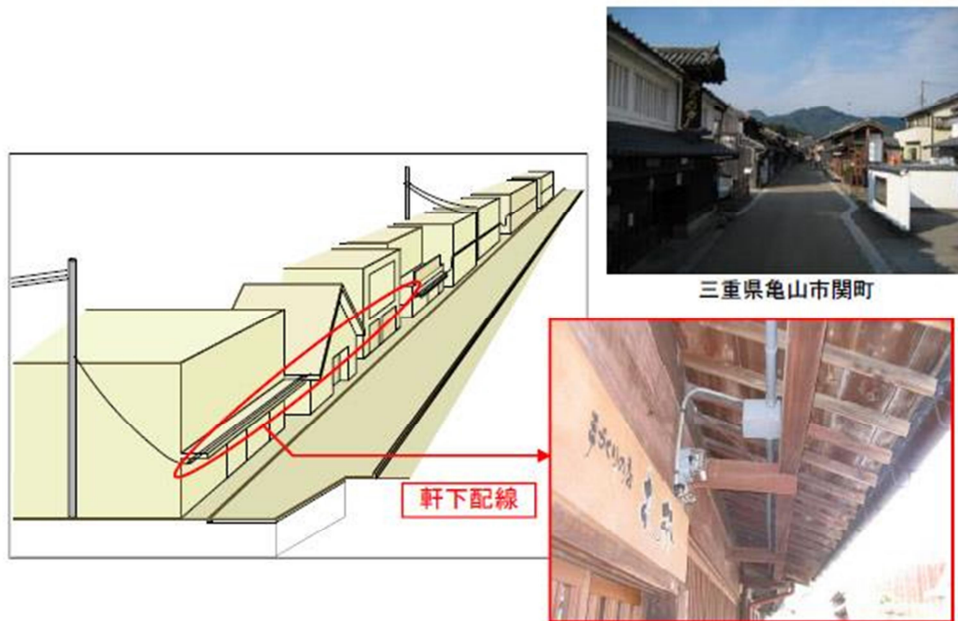
#### ⑤既存ストック活用方式

電線管理者等が所有する既に地下埋設されている電力設備、通信設備を電線共同溝の一部として活用する方式。既存設備を活用して電線共同溝を構築するため、移設補償費の削減や埋設管の工期の短縮が可能。

### (2) 地中化方式以外

#### ①軒下配線方式

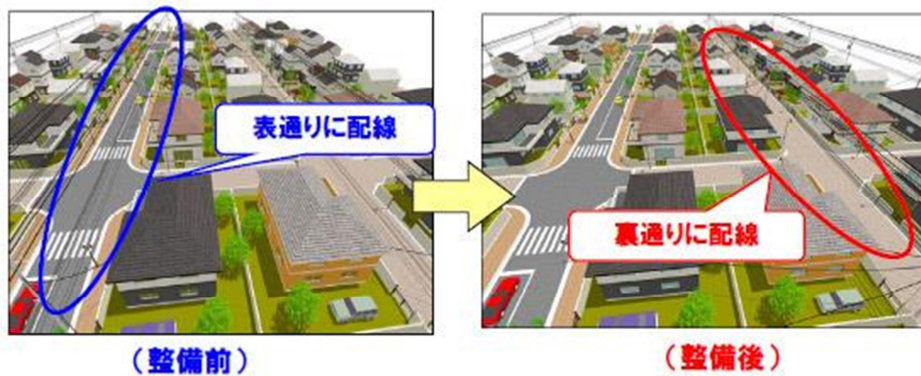
建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。整備費用については、移設補償の場合、道路管理者が負担する。



軒下配線方式（出典：国土交通省ホームページ）

②裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱や電線等に移設する方式。整備費用については、移設補償の場合、道路管理者が負担する。



福島県南会津郡下郷町大内宿

裏配線方式（出典：国土交通省ホームページ）

## 4 無電柱化の整備方針

### 4.1 無電柱化の取り組み姿勢

無電柱化は、防災や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、強力に推進していく必要がある。

無電柱化法第2条において、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。」とされており、市民と関係者の理解、協力を得て、安全・安心で魅力あふれる美しいまちなみが形成されるよう無電柱化を推進することとする。

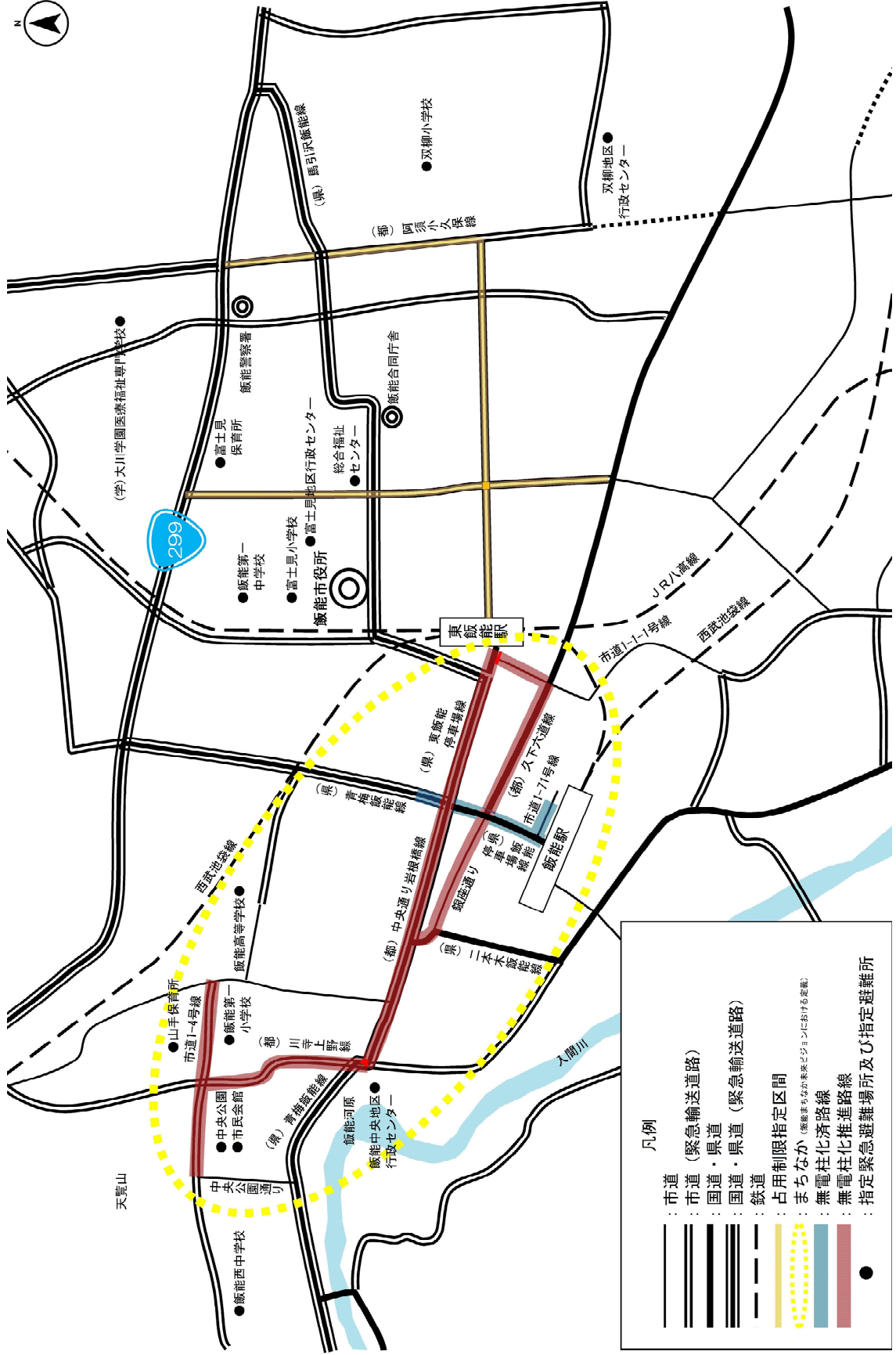
### 4.2 無電柱化推進路線の選定

無電柱化は、「防災性の向上」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成・観光振興」の観点から、国・県道や都市計画道路等の幹線道路及び緊急輸送道路を中心に取り組む必要があるが、本計画期間における無電柱化推進路線は、飯能市都市計画マスタープランと連携し、飯能まちなか未来ビジョンで定義されたまちなかエリアを中心に、表-2のとおり選定する。

なお、道路管理者が本市でない路線については、対象路線の道路管理者と協議を進める。

表-2 無電柱化推進路線

路 線 名	区間
都市計画道路久下六道線 (市道1-2961号線)	飯能駅前交差点 ~ 郵便局前交差点
都市計画道路川寺上野線 (市道1-2870-1号線)	飯能河原交差点 ~ 図書館西交差点
都市計画道路中央通り岩根橋線 (県道東飯能停車場線・ 県道青梅飯能線)	東飯能駅西口 ~ 飯能河原交差点
県道二本木飯能線	広小路交差点 ~ 銀座通り
銀座通り (市道1-99号線)	飯能駅前交差点 ~ 県道二本木飯能線
市道1-1-1号線	県道東飯能停車場線 ~ 郵便局前交差点
市道1-4号線	第一小学校裏交差点 ~ 中央公園通り



無電柱化推進路線位置図

凡例

—	市道 (緊急輸送道路)
—	市道 (緊急輸送道路)
—	国道・県道 (緊急輸送道路)
—	国道・県道 (緊急輸送道路)
—	鉄道
—	占用制限指定区間
—	まちなか (無電柱化推進路線)
—	無電柱化推進路線
●	指定緊急避難場所及び指定避難所

#### 4.3 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とする。ただし、計画期間内に、無電柱化に係る社会情勢の変化や新技術の開発、関連する法令の改正やこれに伴う国や県の計画改定等、また、本市の諸計画や財政状況等により、本計画の見直しが必要となった場合は、随時検討する。

#### 4.4 計画の目標

令和17年度（2035年度）までに、全ての無電柱化推進路線において事業計画を検討し、3路線以上の無電柱化事業着手を目標とする。

## 5 無電柱化の推進に向けた取組

### 5.1 多様な整備手法を活用したコスト縮減

道路管理者は関係者と連携し、計画、設計、工事等の各段階において以下の取組を進め、コスト縮減を図る。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法を積極的に活用するとともに、地中埋設管の更新工事等に併せて無電柱化を実施することや道路の拡幅整備などと一体的に無電柱化を実施する等、効率的な無電柱化の推進についても検討する。

また、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線、既存ストック活用方式など多様な手法を総合的に検討するほか、国が定めた「低コスト手法の手引き(平成31年(2019年)3月策定)」や「電線共同溝整備マニュアル(令和元年(2019年)9月策定)」、及び今後新たに国が定める低コスト手法を導入しコスト縮減に努める。

### 5.2 占用制度の的確な運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

#### (1) 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、本市においても、道路法第37条の規定に基づき、本市が指定する緊急輸送道路の一部において、新たに設ける電柱の占用を制限している。今後も、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

#### (2) 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、飯能市道路占用料条例第5条に基づき、占用料の減額措置を講ずる。

### 5.3 関係者間の連携の強化

#### (1) 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる埼玉県無電柱化協議会を活用し、各種調整や合意形成等、無電柱化の推進を図る。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法等含む事業手法

の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

(2) 工事・設備の連携

本市の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

(3) 公有地・民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

(4) 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5.4 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

(1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、市報等を活用して周知し、理解を広げる。

(2) 無電柱化条例

無電柱化を計画的かつ迅速に推進していくため、飯能市無電柱化条例の制定に向けて検討を進める。

(3) 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。